

令和 8 年 9 月 8 日
道路局環境安全・防災課

街路樹点検技術の有効性等の検証に向けた提案を募集 ～新技術を活用した効率的・効果的な街路樹点検の実現に向けて～

国土交通省では、令和 8 年 3 月に「街路樹点検の実施促進のためのガイドライン」を策定し、点検の効率化や従来の点検を補助する手段として、新技術の活用の方性や留意点を整理いたしました。

このたび、新技術の活用を促進するため、東京国道事務所管内の道路空間をフィールドとして提供し、街路樹の状態を効率的に把握し、異状が疑われる樹木や詳細な点検・診断を優先的に実施すべき樹木を抽出する技術の有効性等の検証に向けた提案を募集します。

○ 応募対象

民間企業、大学、研究機関等（共同提案可）

○ 応募を求める技術

- ・ 画像、映像等による街路樹の状態把握・異状候補の抽出
- ・ AI 等による異状候補、詳細点検候補の抽出、点検優先度の把握
- ・ 点群、計測機器等による樹木の形状、傾斜等の把握
- ・ 衛星、航空データ等による広域的な状態把握
- ・ 樹種判定、位置情報取得、電子台帳化、GIS 化、点検記録の自動作成・更新

○ 応募方法

別添 2 の募集要領を参照の上、各応募書類に必要事項を記入いただき、募集要領に記載の提出先までご提出ください。

○ 応募期間

令和 8 年 9 月 8 日（火）～令和 8 年 9 月 29 日（火）

【検証にあたり以下を提供】

- ・ 東京国道事務所管内の道路空間を検証フィールドとして提供
- ・ 東京国道事務所が保有する街路樹台帳データを提供

なお、「街路樹点検の実施促進のためのガイドライン」は以下の国土交通省ホームページにて公表しています。

<https://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/gairoju/index.html>

＜問い合わせ先＞

道路局 環境安全・防災課 課長補佐 山本 健司
係長 中村 優

TEL : 03-5253-8111（内線 38292、38233）、03-5253-8495（直通）



応募締切

9/29

【実証期間】
10月～11月を想定

道路空間をフィールドとした 街路樹点検技術実証の提案を 募集します！

フィールド：東京国道事務所管内

応募書類 提出期間

令和8年9月8日(火)～令和8年9月29日(火)
(技術実証は、令和8年10月～11月の期間を想定)

応募方法

応募書類(3種類)を、下記の「問合せ・応募書類提出」に記載の事務局宛に、メールにて提出。

実証で対象とする技術

- 画像・映像等による街路樹の状態把握・異状候補を抽出する技術
- AI等による異状候補・詳細点検候補の抽出・点検優先度を把握する技術
- 点群、計測機器等による樹木の形状・傾斜等を把握する技術
- 衛星・航空データ等による広域的な状態を把握する技術
- 樹種判定、位置情報取得、電子台帳化、GIS化、点検記録の自動作成・更新する技術

応募対象者

- 民間企業、大学、研究機関等で、単独または共同により、街路樹点検の効率化・高度化に資する技術を開発または研究している組織であること。
- 応募者は、日本に拠点を有していること。
- 共同により応募する場合は、代表者を定め、実施体制及び責任分担を明確にすること。



「街路樹点検の実施促進のためのガイドライン」について



街路樹は、景観向上、緑陰形成、環境保全、防災等の多様な機能を有しています。近年は街路樹の老木化や風水害の激甚化を背景に、倒木・落枝等による事故が全国的に発生しており、安全管理の重要性が認識されています。

こうした状況を踏まえ、国土交通省は令和8年3月に「街路樹点検の実施促進のためのガイドライン」を策定・公表しました。本ガイドラインでは、限られた人員・予算の中でも実効性のある点検を可能とする方法を示すとともに、従来の点検を補助する手段として、新技術の例、その活用案及び留意点を整理しています。

街路樹 ガイドライン



(ガイドラインの詳細は、右の二次元コードまたは道路局ホームページからご確認ください。)



道路空間をフィールドとした 街路樹点検技術実証の提案

募集要領

令和 8 年 9 月

国土交通省 道路局

道路空間をフィールドとした街路樹点検技術実証の提案
募集要領

目 次

1. はじめに	3
1.1 「街路樹点検の実施促進のためのガイドライン」について	3
1.2 技術実証の目的	3
2. 応募方法について	4
2.1 応募書類	4
2.2 応募方法	4
2.3 応募書類提出期間	4
2.4 提出先・問い合わせ先	4
3. 提案募集の内容について	5
3.1 応募資格	5
3.2 応募する技術分野	5
3.3 実施スケジュール・実証期間	5
3.4 実証フィールド	6
3.5 選定方法	7
4. 技術実証にあたっての留意事項	8
4.1 技術実証実施時の対応	8
4.2 技術実証実施後の対応	8
参考情報（街路樹台帳データ）	9
【申請様式一覧】	11

1. はじめに

1.1 「街路樹点検の実施促進のためのガイドライン」について

街路樹は、景観向上、緑陰形成、環境保全、防災等の多様な機能を有し、道路空間及び地域の価値向上に寄与する重要な社会基盤である。

近年は街路樹の老木化や風水害の激甚化を背景に、倒木・落枝等による事故が全国的に発生しており、安全管理の重要性が改めて認識されている。国土交通省の調査では、年間平均約5,200本の倒木が発生し、令和3年4月～令和6年11月に801件の事故（うち人身事故33件）が確認されている。

こうした状況を踏まえ、国土交通省は令和8年3月に「街路樹点検の実施促進のためのガイドライン」を策定・公表した。本ガイドラインでは、限られた人員・予算の中でも実効性のある点検を可能とするための方法を示すとともに、従来の点検を補助する手段として、新技術の例、その活用案及び留意点を整理している。

※ガイドラインは国土交通省道路局 HP にて公開

<https://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/gairoju/pdf/r8guideline.pdf>

（上記リンク、または右の二次元コードを読み取って、ご確認ください。）



1.2 技術実証の目的

本募集は、国土交通省道路局が公表した「街路樹点検の実施促進のためのガイドライン」を踏まえ、画像、映像、点群、衛星データ等を活用して、街路樹の状態を効率的に把握し、異状が疑われる樹木や詳細な点検・診断を優先して実施すべき樹木を抽出する技術等について、道路空間における適用可能性、導入効果、適用条件及び留意点を把握することを目的とする。このため、東京国道事務所管内の道路空間を実証フィールドとして提供し、民間企業、大学、研究機関等から技術提案を募集する。

実証結果は、道路管理者による新技術導入の参考となる基礎的知見として整理し、今後の街路樹点検の促進に活用する。

なお、本実証は、街路樹点検に関する新技術の活用促進及び現場実装に向けた知見の蓄積を目的として、実証フィールドを提供するものである。本募集における選定及び技術実証の実施は、応募技術の性能、品質、有効性等について、国土交通省が認証、保証又は推奨することを意味するものではない。

2. 応募方法について

2.1 応募書類

本募集へ応募する場合は、以下の書類一式を提出すること。

なお、応募時に必要な書類（様式1～様式3）は、本要領の11ページ以降に載せている。

また、様式3については、新技術の諸元・仕様等が詳細に分かるカタログ等の提出をもって代用することができる。

- 様式1…応募申請書
- 様式2…技術実証 実施計画書
- 様式3…補足資料・新技術の概要

2.2 応募方法

応募書類一式を、「2.4 提出先・問い合わせ先」に記載の事務局宛に、メール添付にて提出すること。

2.3 応募書類提出期間

令和8年9月8日（火） ～ 令和8年9月29日（火）

2.4 提出先・問い合わせ先

応募書類作成の段階で、不明点・質問点がある場合も、以下の連絡先に連絡すること。

事務局宛（委託先：建設技術研究所 東京本社都市部宛）

メールタイトル：【街路樹】技術実証に向けた応募申請（●●社）

（※●●には、会社名を記載してください。）

MAIL : r8-gairojyu@ctie.co.jp

3. 提案募集の内容について

3.1 応募資格

本募集へ応募する資格を有する者は、以下とする。

- 民間企業、大学、研究機関等で、単独または共同により、街路樹点検の効率化・高度化に資する技術を開発または研究している組織であること。応募者は、日本に拠点を有していること。共同により応募する場合は、代表者を定め、実施体制及び責任分担を明確にすること。
- 令和8年3月に公表した「街路樹点検の実施促進のためのガイドライン」に即し、画像、映像、点群、衛星データ等を活用し、街路樹の状態把握、異状候補の抽出、詳細な点検・診断を優先すべき樹木の抽出、点検記録の電子化等に関する技術実証を実施し得る者。
- 応募する技術分野において、技術実証を実施可能な機器、システム、人材、実施体制等を有する者。
- 技術実証に要する費用は、原則として応募者が負担することを了承する者。
- 技術実証の実施にあたり、道路上の交通流、歩道上の人流、自動車、自転車及び歩行者の通行に支障を及ぼさない計画とすること。
- 現地作業を行う場合は、歩行者、通行車両、道路構造物、沿道施設及び樹木等への影響を十分に確認し、安全管理を適切に実施できること。
- 舗装、道路附属物（街路樹含む）、道路構造物、植樹帯その他の道路施設の改変、掘削、損傷又は機能低下を伴わないこと
- 技術実証後に、取得データ、抽出結果、判定結果、検証結果、成果報告書等を適切に整理し、事務局が指定する方法により提出できること。
- 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3.2 応募する技術分野

応募対象となる技術は、街路樹の状態を効率的に把握し、異状が疑われる樹木又は詳細な点検・診断を優先して実施すべき樹木を抽出するスクリーニング技術を中心とする。具体的には、画像、映像、点群、衛星データその他のデータを活用し、街路樹の位置、形状、樹種、異状箇所、点検優先度等の把握・抽出・記録を支援する技術を想定する。

3.3 実施スケジュール・実証期間

技術実証にあたっては、以下のスケジュールを想定している。

なお、詳細のスケジュールについては、国土交通省道路局、東京国道事務所、事務局（建設技術研究所）、応募者との間で協議の上、決定する。

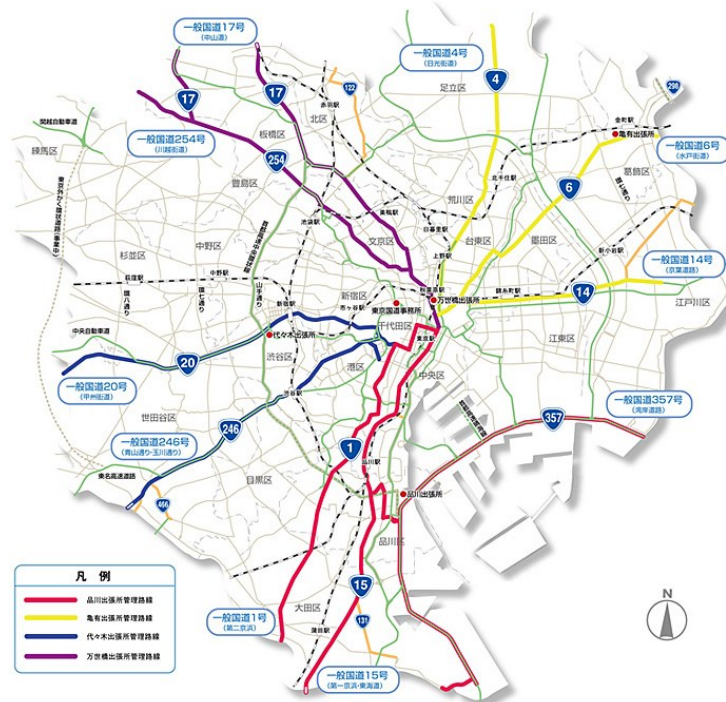
表 3-1 技術実証実施スケジュール

日時	内容
令和 8 年	
9 月 8 日	応募要領の公表
9 月 29 日まで	応募書類 提出受付期間
10 月上旬	選定結果の通知
10 月中	技術実証実施にあたっての関係機関との調整
10 月～11 月	技術実証の実施、データ取得の実施
11 月～12 月	応募者において、データとりまとめの実施
12 月下旬	中間とりまとめ（状況の報告及び提出）
令和 9 年	
2 月中旬（厳守）	結果報告書の提出（厳守）
3 月以降（予定）	実証結果のとりまとめ・公表（予定）

3.4 実証フィールド

本技術実証は、東京国道事務所が管理する道路空間を実証フィールドとして提供し、応募者が提案する技術の道路空間における適用可能性、スクリーニング効果、適用条件及び留意点を検証するものである。

実証に必要な街路樹台帳データ（参考情報参照）や位置情報、樹種、点検履歴、健全度に関する情報等については、東京国道事務所が保有する情報の範囲、提供の可否、提供方法及び提供時期を、選定後の関係者協議において決定する。



(参考：<https://www.ktr.mlit.go.jp/toukoku/toukoku00009.html>)

図 3-1 東京国道事務所管内 対象路線図

3.5 選定方法

応募者から提出された応募書類をもとに、技術実証内容を選定する。選定にあたっては、以下の観点を総合的に評価する。

- 異状が疑われる樹木又は詳細点検を優先すべき樹木を抽出する可能性
- 従来の巡回・点検を補助し、省力化・効率化に寄与する可能性
- 既存の点検結果等と比較し、技術の精度、特性及び限界を検証できること
- 実道路空間における実施可能性及び安全性
- 道路管理者における導入可能性、汎用性及び展開性

なお、応募後、応募内容に関するヒアリング（WEB 開催を想定）を実施する場合があるため、その際は事務局からのヒアリングに関する求めに応じること。

応募時に提出された資料は、技術実証の選定以外に無断で使用することはない。

以下のいずれかに該当する場合は、選定結果を取り消すことがある。

- 虚偽の記載・報告その他不正な手段により選定されたことが、選定後に判明した場合
- 応募資格を満たしていないことが選定後に判明した場合
- その他、応募申請の選定通知を取り消すことが適当であると判断された場合

4. 技術実証にあたっての留意事項

4.1 技術実証実施時の対応

技術実証の実施にあたっては、国土交通省道路局、東京国道事務所、事務局（建設技術研究所）及び応募者で、実施内容、対象箇所、実施時期、安全管理、必要な協力事項等を協議し、確定する。

東京国道事務所は、実証フィールドに関する基礎情報の提供、対象路線・対象樹木等の調整、必要に応じた現地確認への協力を行う。ただし、協力の範囲は、実証内容、現場条件、通常の道路管理業務への影響等を踏まえ、協議により決定する。

応募者は、実証に必要な機器、システム、人員、データ取得作業、安全管理、第三者対応、成果整理等について、原則として自らの責任において実施する。技術実証に要する機器、システム、人員、通信、データ取得、解析、成果整理等の費用は、原則として応募者の負担とする。

4.1.1 技術実証実施までの流れ

選定後、国土交通省道路局、東京国道事務所、事務局（建設技術研究所）及び応募者にて、応募者が提出した「様式2：技術実証 実施計画書」をもとに、技術実証内容の確認を行う。

事務局より、日程調整の連絡を行うので、実証内容の確認及び実施に向けた協議に対応すること。

4.1.2 安全管理、関係機関協議及び保険

技術実証の実施にあたり、実証方法によっては、交通流、歩行者動線、自転車通行、沿道施設、道路構造物及び街路樹への影響を事前に確認し、安全管理計画の作成を求める。道路使用許可、交通管理者との協議、道路占用又はその他関係機関との調整が必要となる場合は、国土交通省道路局、東京国道事務所、事務局（建設技術研究所）及び応募者の間で対応方針を協議する。現地作業を伴う場合、応募者は、第三者への損害に備えた賠償責任保険等への加入状況又は加入予定を、実施計画書に記載すること。

4.2 技術実証実施後の対応

技術実証の実施後に留意する事項として、以下の内容を想定する。

4.2.1 結果データ・成果報告書の提出

技術実証の際に取得したデータ、実証結果に関する報告書及び関連資料等を活用して、事務局での分析や事業全体の取りまとめを行う。そのため、令和8年12月下旬をめぐりに中間とりまとめとして、状況の報告及び技術実証結果の中間報告を行うこと。

また、最終版の結果報告は、令和9年2月中旬までとし、国土交通省道路局、東京国道事務所及び事務局（建設技術研究所）まで提出すること。

4.2.2 成果の公表

実証の計画や実施結果について、応募者と事前に協議の上、国土交通省道路局のホームページ等で公表することがある。公表内容は、実証の目的、実施概要、検証結果の概要及び道路管理者にとって参考

となる知見等を基本とし、応募者の名称、技術名称その他の公表範囲及び公表時期については、応募者と事前に調整する。

なお、応募者の営業秘密その他競争上の利益を害するおそれのある情報は、公表の対象としない。

4.2.3 知的財産権の取扱い

応募者が実証前から保有する知的財産権は、応募者に帰属する。技術実証により新たに生じた知的財産権の取扱いについては、応募者と事前に協議の上、決定する。

参考情報（街路樹台帳データ）

以下に、東京国道事務所の街路樹台帳データ・点検カルテのイメージ（樹種：ハナミズキ）を示す。

■ 樹木諸元情報イメージ

諸元情報	
ID	43094
地区	4号 台東区(BF)
路線名	4号
上り (U) /下り (D) /中央分離帯 (C)	U
行政区	台東区
管理者 (出張所)	亀有出張所
緯度	35.71201000000001
経度	139.778114
キロポスト	－
樹木番号	BFUT2506-001
樹種	ハナミズキ
幹周[cm] (地上1.2mを計測)	36
幹周分類	60未満
樹高[m]	4
枝張り[m]	1.9
支柱種別	－
更新日	2024-07-16
更新者名	

■ 各種結果（点検・診断・処置）概要イメージ

工事管理（概要）樹木に影響のある工事	
工事の有無	－
工事実施日	－

点検結果（概要）	
点検年月日（最新）	2024-04-16
危険度ランク	2
①枝に対する処置	剪定
②幹・根本に対する処置	短期観察(3年)
③交通障害に対する処置	－
次回点検時期	2027

診断結果（概要）	
診断年月日（最新）	－
機器診断	－
総合評価	－
改善的措置	－
次回診断時期	－

処置結果（概要）(点検・診断等への対応)	
処置年月（最新）	－
処置内容	－
備考	－

■ 日常管理概要イメージ

日常管理（概要）		
定期剪定情報	実施日（最新）	2022-4
	実施内容	－
応急対応	実施日（最新）	
	実施内容	－
除草	実施日（最新）	2023-4
	実施内容	抜根除草
特記事項		－
伐採対応	実施予定時期	
	伐採理由	－
	実施日	

■ 点検カルテイメージ

点 検 カ ル テ									
診断年月日： 2024年04月16日			診断者： XXXXXXXXXX			確認者：			
基本 情報	路線名	4号 台東区(BF)		樹種名	ハナミズキ	樹木番号	BFUT2506-001		
	樹高	4.0 m		幹周	36.0 cm	枝張り	1.9 m		
活力 状況	樹勢	3：少し悪い							
	樹形	3：少し悪い							
枝の 異常			枝1	枝2	枝3	枝4	枝5	枝6	
	発生位置（地上高）		3.0 m						
	病虫害	種名	有	枯枝					
	枯れ枝・ぶら下がり枝		有	有	無	無	無	無	無
	枝の異常		無	無	無	無	無	無	無
大枝分岐部の異常		無	無	無	無	無	無	無	無
幹の 異常			幹1		発生高(m)	幹2		発生高(m)	
	病虫害	無							
	空洞	無							
	腐朽	無							
	鋼棒貫入	無							
	子実体	無							
	樹皮の欠損・枯死要因	無							
	打診音異常	無							
その他異常（亀裂、不完全結合等）		無							
根元・根の 異常			根元・根1		発生高(m)	根元・根2		発生高(m)	
	病虫害	無							
	空洞	無							
	腐朽	無							
	鋼棒貫入	無							
	子実体	無							
	樹皮の欠損・枯死要因	無							
	打診音異常	無							
	ガードリングルート	無							
	露出根の被害	無							
その他異常（深植え・根の切断等）		無							
樹体の揺れ		無			傾斜	無	支柱対応：		
交通 障害	建築限界	車道部： 4.5m以上 →			歩道部： 2.5m以上 →				
	視認・照明阻害	視認阻害： 無 →			照明照射阻害： 無 →				
	周辺状況	風衝撃の危険： 無			隣接樹木の被圧： 無				
特記 事項	3m高でトップピング 樹勢、樹形3の為危険度ランクⅡとする。								
被害 状況・ 処置	部位	被害	具体的症状	緊急性	危険度ランク	推奨する処置			
	枝	小	枯枝	低	Ⅱ	剪定			
	幹	中	樹勢3	低		短期観察(3年)			
	根元・根	無							
	交通障害	無							
	処置の留意点・想定される影響等								

【申請様式一覧】

- 様式 1 …応募申請書
- 様式 2 …技術実証 実施計画書
- 様式 3 …補足資料・新技術の概要

応募申請書

道路空間をフィールドとした街路樹点検技術実証の提案

以下☑を入れた技術実証に応募します。

選択	対象内容
☐	画像・映像等による街路樹の状態把握・異状候補の抽出
☐	AI 等による異状候補・詳細点検候補の抽出・点検優先度の把握
☐	点群、計測機器等による樹木の形状・傾斜等の把握
☐	衛星・航空データ等による広域的な状態把握
☐	樹種判定、位置情報取得、電子台帳化、GIS 化、点検記録の自動作成・更新
☐	その他（ ）

(※該当する項目にすべてチェックしてください。複数選択可。)

事業者情報・連絡先

■事業者情報

事業者名	
代表者氏名	
住所	

■窓口となる担当者

氏名	
所属・役職	
住所	
メールアドレス	
電話番号	

■共同提案者

No.	機関名	担当者・連絡先	本実証での役割
1			
2			
3			

(※共同提案の場合は、構成員ごとの役割を記載してください。単独提案の場合は「該当なし」と記載してください。)

(次頁の「確認事項」についても確認、チェックすること。)

確 認 事 項

確認	事項	備考
☐	募集要領の内容を確認しました。	
☐	応募資料に虚偽の記載がないことを確認しました。	
☐	必要に応じたヒアリングに対応します。	
☐	選定後、関係者協議により詳細実施計画を調整します。	
☐	提供されたデータを、本実証の目的以外に利用しません	

(※確認したら一番左側欄のチェックボックスにチェックすること)

技術実証 実施計画書

提案技術の概要	技術の目的、特徴、街路樹点検における活用場面を記載してください。 (※この一連テキストは申請時には削除してください)
本実証で検証したい内容	精度、作業時間、点検記録化、スクリーニング効果、導入条件等、検証したい事項を記載してください。 (※この一連テキストは申請時には削除してください)
使用するデータ	画像、映像、点群、衛星データ、既存街路樹台帳、現地確認データ等、使用するデータと取得方法を記載してください。 (※この一連テキストは申請時には削除してください)
想定する実証条件	必要延長、対象樹種、想定樹木本数、実施時期、天候・季節条件等を記載してください。 (※この一連テキストは申請時には削除してください)
現地作業の有無と安全管理	現地作業、車両走行、歩道上作業、機器設置、交通流・歩行者動線への影響、安全管理体制を記載してください。 (※この一連テキストは申請時には削除してください)
成果物	報告書、CSV、GIS データ、GeoJSON、画像、動画、抽出結果、判定結果、台帳データ等、提出可能な成果物を記載してください。 (※この一連テキストは申請時には削除してください)
道路管理者・事務局に求める協力事項	台帳データ提供、対象路線・対象樹種の調整、現地立会、既存の点検・健全度調査結果等の比較用データの提供、道路使用許可等に関する確認、交通管理者協議の要否確認など、道路管理者又は事務局に求める協力事項を具体的に記載してください。 (※この一連テキストは申請時には削除してください) (※選定後に協議して、最終的に決定します)
実施体制・スケジュール	実施体制、担当分担、実証から成果提出までの概略スケジュールを記載してください。 (※この一連テキストは申請時には削除してください)
技術の実績・今後の展開可能性	導入・実証実績、道路管理者への導入可能性、横展開の可能性、費用感等を記載してください (※この一連テキストは申請時には削除してください)

※欄が不足する場合は、下に改行、または連続して記載すること。複数ページになっても構わない。
(最大 3 ページ程度とする。)

補足資料・新技術の概要について

【記載にあたって留意する事項】

- 活用する新技術の概要について記載すること。
- 本様式は、新技術の諸元・仕様等が詳細に分かるカタログの提出をもって代用することができる。